仕 様 書

- 1 件 名 保健福祉課(福祉)一般事務用 印章用品①他 25 点買入
- 2 納入期限 令和7年11月26日(水)
- 3 納入場所 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号(住之江区役所1階3番窓口) 住之江区役所保健福祉課(福祉)
- 4 仕様及び数量 別紙「仕様書(品名一覧)」のとおり
- 5 その他
 - (1) 本仕様書に疑義があるとき(同等品の可否を含む。)は、質問受付期間内に指定の方法により質問すること。質問受付期間後の疑義については受付けない。
 - (2) 納入にあたっては、事前に担当者まで連絡し、その指示に従うこと。
 - (3)納入にあたっては、納品書を作成し、持参すること。
 - (4) 契約後の疑義は、すべて大阪市の解釈とする。
 - (5) 搬入に際しては細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。
 - (6) 搬入に際してエレベーターを使用することは可能である。
 - (7)納品物は全て新品とし、不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。
- 6 事業担当 〒559-8601

大阪市住之江区御崎3-1-17

大阪市住之江区役所 保健福祉課(福祉)

担当:徳田·辻

TEL: 06 - 6682 - 9857/FAX: 06 - 6686 - 2039

仕様書(品名一覧)

No.	品名	種類等	メーカー・品番等 (品番指定は※を記載)	備考	数量
1	印章用品①	印鑑ホルダー (適合サイズ9~12mmの印鑑)	※ 三菱鉛筆 HLD-2		3 個
2	印章用品②	印鑑ホルダー用カートリッジ (適合サイズ9~12mmの印鑑)	※ 三菱鉛筆 HLS-2	1パック2個入	5 パック
3	印章用品③	印鑑ホルダー用補充朱液	※ 三菱鉛筆 HLS-200		2 個
4	印章用品④	別紙 「ゴム印等発注用仕様書」 のとおり(番号①~⑤)			一式
5	カラーペーパー①	A4 うぐいす (類似色可)	スマートバリュー A263J-3	1箱2500枚入	4 箱
6	カラーペーパー②	A 4 浅黄(類似色可)	スマートバリュー A263J-4	1箱2500枚入	5 箱
7	カラーペーパー③	A 4 桃(類似色可)	スマートバリュー A263J-7	1箱2500枚入	3 箱
8	カラーペーパー④	A3 さくら (類似色可)	スマートバリュー A267J-6	1箱1500枚入	2 箱
9	カラーペーパー⑤	A3 空 (類似色可)	スマートバリュー A267J-5	1箱1500枚入	1 箱
10	カラーペーパー⑥	A3 クリーム(類似色可)	スマートバリュー A267J-2	1箱1500枚入	1 箱
11	カラーペーパー⑦	A3 うぐいす (類似色可)	スマートバリュー A267J-3	1箱1500枚入	1 箱
12	クリアーホルダー	A 4 厚み0.2mm	スマートバリュー D500J	1袋100枚入	4 袋
13	スティックのり	のり径16~18mm	プラス NS-701		10 本
14	テープのり 詰め替えテープ	8. 4mm×16m	※ トンボ鉛筆 PR-MS8.4	1箱10個入	1 箱
15	テープのり本体	8. 4mm×16m	※ トンボ鉛筆 PN-MS8.4		10 個
16	ホッチキス(針)①	針足長さ(外寸)10mm 針肩幅(内寸)11.5mm	マックス NO.3-10mm	1箱2400本入	1個
17	ホッチキス(針)②	針足長さ(外寸)4.9mm 針肩幅(内寸)8.5mm	スマートバリュー B238J-10	1箱50000本入	1 箱
18	輪ゴム①	NO. 18 折径70×切幅1. 1mm	スマートバリュー B106J	1箱585本入	2 箱
19	輪ゴム②	NO. 470 折径180×切幅6mm	共和 GP-206	1袋420本入	1 袋

仕様書(品名一覧)

No.	品名	種類等	メーカー・品番等 (品番指定は※を記載)	備考	数量
20	つづりひも	45cm セル先	スマートバリュー B301J	1袋100本入	3 袋
21	エンドレススタンプ	英字・明朝体	サンビー EN-E4		1 セット
22	クリアポケットリフィル	A 4 0.06mm タテ入れ	スマートバリュー D134J	1袋100枚入	1 袋
23	電池①	アルカリ乾電池 単一	スマートバリュー N121J-2P-5	1箱10本入	1 箱
24	電池②	アルカリ乾電池 単二	スマートバリュー N122J-2P-5	1箱10本入	1 箱
25	テプラテープ	白 24mm	※ キングジム SS24K		1 個
26	パンチ替刃	替刃	※ DP-180カエバ	2本入	1 個

ゴム印等発注用 仕様書

番号	イ メ ー ジ	ታ	1	ズ	個 数	備考
1	9.5cm 1.0cm { 区保健福祉センター保育担当	タテ 1 cm	×	∃⊐ 9.5 cm	1 個	明朝体わく無し
2	8.0cm 1.0cm { 児童扶養手当申請のため	タ テ 1 cm	×	∃⊐ 8 cm	1 個	明朝体わく無し
3	4.5cm (タテ 1 cm	×	∃⊐ 4.5 cm	1 個	明朝体わく無し
4	9.5cm へ 0.7cm { こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課	タテ 0.7 cm	×	∃⊐ 9.5 cm	1 個	明朝体わく無し
(5)	3.0cm 2.0cm 2.0cm	9 7 2 ст	×	∃⊐ 5 cm	1 個	明朝体わく有り

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置 法 (自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局 環境管理部環境規制課あて行うこと。
 - ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2)神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ 大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
 - また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入 (以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する 担当課長 (以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課(コンプライアンス担当:06-6682-9625)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること